資料№.117

部活動推進事業

学校教育部　学校教育課

1　中学校部活動支援補助金の予算額、過去の補助件数、金額（5 年）

	平成26年度 （2014年度）	平成27年度 （2015年度）	平成28年度 （2016年度）	平成29年度 （2017年度）	平成30年度 （2018年度）
予算額（円）	2,175,000	2,175,000	2,175,000	2,175,000	2,175,000
決算額（円）	2,160,000	2,130,000	2,160,000	2,145,000	2,145,000
補助件数（部活動数）	144	142	144	143	143

2　部活動外部指導者活用事業委託料の詳細

（1）学校・部活動別の外部指導者数・日数（令和元年度）

①　学校別

学校名	部活動名
宝塚第一中（6名）	茶道
	ソフトテニス
	バスケットボール
	卓球
	吹奏楽
	吹奏楽
宝塚中（6名）	ソフトボール
	ソフトテニス
	卓球
	剣道
	茶道
	吹奏楽
長尾中（5名）	サッカー
	柔道
	吹奏楽
	吹奏楽
	吹奏楽
西谷中（5名）	陸上競技
	ソフトテニス
	吹奏楽
	吹奏楽
	吹奏楽

学校名	部活動名
宝梅中（4名）	バスケットボール
	ソフトテニス
	吹奏楽
	吹奏楽
高司中（5名）	陸上競技
	陸上競技
	野球
	ソフトテニス
	吹奏楽
南ひばりガ丘中（5名）	陸上競技
	バスケットボール
	ソフトテニス
	茶華道
	吹奏楽
安倉中（7名）	野球
	バスケットボール
	ソフトテニス
	卓球
	剣道
	茶華道
	吹奏楽

学校名	部活動名
中山五月台中（5名）	野球
	卓球
	卓球
	吹奏楽
	吹奏楽
御殿山中（6名）	バスケットボール
	剣道
	吹奏楽
	吹奏楽
	琴
	コーラス
光ガ丘中（4名）	サッカー
	バスケットボール
	ソフトテニス
	吹奏楽
山手台中（4名）	野球
	卓球
	硬式テニス
	吹奏楽

合　計　62名

②　部活動別

部活動	外部指導者数
野球	4
陸上競技	4
サッカー	2
ソフトボール	1
バスケットボール	6
卓球	6
ソフトテニス	8
硬式テニス	1
バレーボール	0

部活動	外部指導者数
柔道	1
剣道	3
吹奏楽	20
美術	0
茶道	2
茶華道	2
琴	1
コーラス	1

合　計　62名

③　日数

年間70日（上限）

（２）部活動推進委員会の根拠規定、委員構成

宝塚市部活動推進委員会会則

（名称）

第１条　この委員会は、宝塚市部活動推進委員会（以下推進委員会という。）という。

（目的）

第２条　推進委員会は、市立中学校の運動・文化各部における指導者不足等の諸問題を支援し、部活動を円滑に推進することを目的とする。

（構成）

第３条　推進委員会の委員は、市立中学校長１２名をもって構成する。

（役員）

第４条　推進委員会に代表委員１名を置く。

（任務）

第５条　代表委員は、会務を掌理し、会を代表するとともに庶務会計を兼ねる。

２　代表委員に事故があるときは、予め代表委員が定めた順位によりその職務を代理する。

３　推進委員会は、運動・文化各部における諸問題の解決を図るための会議や部活動外部指導者の配置にかかる調整を行う。

４　委員は、部活動外部指導者を指示・命令する。

（任期）

第６条　構成委員の任期は、各年度内とする。

（会議）

第７条　推進委員会の会議は、代表委員が招集し、議長となる。

２　会議は、過半数の委員の出席によって成立する。

３　会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（委任）

第８条　この会則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関する必要な事項は代表委員が別に定めることができる。

附　則

この会則は、平成２２年（２０１０年）４月１日から施行する。

（３）委託契約書

中学校部活動外部指導者活用事業委託契約書

令和〇年度（〇〇〇〇年度）中学校部活動外部指導者活用事業について、発注者宝塚市（以下「甲」という。）と、受注者宝塚市部活動推進委員会（以下「乙」という。）との間において、次の条項により委託契約を締結する。

（委託事業）
第１条　委託する事業は、中学校部活動外部指導者活用事業（以下「事業」という。）とし、その目的は次のとおりとする。宝塚市立中学校の運動・文化各部における指導者不足等の諸問題を支援するために外部指導者の配置を図り、部活動の充実・発展を期すとともに、生徒の心身の健全な発育・発達を資することを目的とする。

（委託料及び期間）
第２条　委託料及び期間は次のとおりとする。
（１）　委託料　〇,〇〇〇,〇〇〇円
（２）　委託期間　令和〇年(〇〇〇〇年)4 月 1 日から令和〇年(〇〇〇〇年)3 月 31 日までとする。

（委託計画書の提出）
第３条　乙は事業を実施するにあたっては、すみやかに計画書を甲に提出しなければならない。

（計画の変更）
第４条　計画書を変更する必要があるときは、事前に甲・乙双方協議するものとする。

（甲の解除権）
第５条　甲は、乙が宝塚市暴力団排除の推進に関する条例に基づく自己が暴力団等でない旨の誓約書に記載する事項に反する場合、この契約を解除することができる。

（支払方法及び支払期間）
第６条　甲は、第２条第１号の委託料は、乙の請求により次のとおり支払うものとする。
令和〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日までに 〇,〇〇〇,〇〇〇円
令和〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日までに 〇,〇〇〇,〇〇〇円

（事業報告書の提出）
第７条　乙は事業終了後、すみやかに、事業報告書を甲に提出するものとする。

（委託料の返還）
第８条　乙が第１条に規定する所定の事業を実施していないと甲が認めたとき乙は委託料の全額もしくは、一部を返還しなければならない。
２　乙は、事業終了後委託料に残金が生じた場合、当該金額を速やかに甲に返還するものとする。

（責任の所在）
第９条　委託した案件の責任の所在は、甲にある。

（秘密の保持）
第１０条　乙は、この契約における業務を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（目的外使用の禁止）
第１１条　乙は、文書を受託業務以外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

（複写及び複製の禁止）
第１２条　乙は、文書を複写し、又は複製してはならない。ただし、受託業務の円滑な遂行、又は正確性確保のため甲が必要と認めた場合は、この限りではない。

（文書の取扱い等）
第１３条　甲及び乙は、文書を甲の所在地において引き渡す際に、その内容、数量の確認を確実に行うものとする。
２　乙は、搬送中における文書の散逸、損傷等事故のないよう安全対策に万全の対策を講じなければならない。
３　乙は、甲から引き渡された文書を厳重に管理し、火災、紛失、盗難等の予防を完全にしなければならない。また、その取扱いについても、損傷等のないように慎重を期さなければならない。
４　乙の責めに帰すべき理由により、文書を滅失、損傷等した場合は、乙は、速やかに甲に報告するとともに、その文書を再生し、又は甲の指示するところに従い、損害を賠償しなければならない。

（調査等）
第１４条　甲は、乙の業務の処理状況及び文書の管理状況を確認するために、随時に甲の職員を立ち入らせて調査し、若しくは必要な報告を求め、又は必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（協議）
第１５条　本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙双方協議のうえ定めるものとする。

上記契約締結の証として、本書２通を作成し、甲・乙各１通を保有するものとする。

令和〇年(〇〇〇〇年)4 月 1 日

甲　　宝塚市東洋町１番１号
宝塚市
宝塚市長　中川　智子

乙　　宝塚市〇〇〇〇〇〇〇
宝塚市部活動推進委員会
代表　　〇〇　〇〇

仕　様　書

1　事　業　名　　中学校部活動外部指導者活用事業

2　事業の目的　　宝塚市立中学校の部活動（運動部及び文化部）における指導者不足等にかかる様々な課題を支援するために外部指導者を配置し、教職員との連携・協力体制を図りながら積極的に指導にあたり、部活動の充実・発展を期すとともに、生徒の心身の健全な発育・発達に資することを目的とする。

3　仕　　様

（1）委託期間　　令和〇年(〇〇〇〇年)4月1日から令和〇年(〇〇〇〇年)3月31日

（2）外部部指導者　　全校分として62名(1校あたり平均4~6名)

週1回以上　　1日2時間以上

上　限　　年間70回

報償費　　1回 1,500円

（3）配置学校

宝塚第一中学校	宝塚中学校	長尾中学校	西谷中学校
宝梅中学校	高司中学校	南ひばりガ丘中学校	安倉中学校
中山五月台中学校	御殿山中学校	光ガ丘中学校	山手台中学校

（4）外部指導者は、宝塚市部活動推進委員会委員の指示・命令により部活動の指導を行うこと。

令和○年４月１日

事業計画書

宝塚市部活動推進委員会　　会長　○○　○○　印

中学校部活動外部指導者活用事業の事業計画書を提出します。

科　目	予算額	説明
委託料		宝塚市からの委託料
合　計		

	科目額	学校名	指導者氏名	部活名	指導予定回数	支払予定額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
	合計				0	0